

令和5年度第2回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 令和5年5月30日(火)午後3時00分から午後4時00分まで

■と ころ 岸和田市立中央公民館 2階 講座室2

■出席委員

委 員	平田 陽子
委 員	杉浦 恵美
委 員	藤田 和史
委 員	宮崎 陽子
委 員	牧田 武一

■許可議案審議

建築基準法第43条第2項第二号許可 一括同意基準による許可の報告 23件(公開)
建築基準法第43条第2項第二号許可について(議案第1号)(諮問) (非公開)

■その他 配席 別紙のとおり
傍聴 0名

○開 会

委員委嘱後初の審査会のため、会長、会長代理の互選に当たり、委員より推薦等が無かったことから、事務局より会長には平田委員、会長代理には服部委員を推薦し、承認される。

会議開催にあたり委員5人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、令和5年度第2回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

令和5年度第2回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として藤田委員及び宮崎委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

●建築基準法第43条第2項第二号許可一括同意基準による許可の報告について
事務局より議案第1号の説明を行った。(資料1参照)

委員) 報告番号3番は府営住宅の管理用通路ということで(道路状空地の確保

について) 担保されていると確認しているということだが、写真で見ると対側の敷地が更地になっており、今後活用される際に用途によっては通路を含めて売却されるなど通路がなくなる事が懸念されると思うが、大阪府から通路を含めた全体の建て替え計画等は示されているのか。

事務局) このエリアは府営岸和田大町住宅といい、昔は木造の府営住宅が建っていたところを更地にして、大阪府が再利用について検討されており、市の方にも相談が来ている。こちらの通路部分については、一団地認定の取得当時から戸建て住宅が多数建ち並んでおり、その点を鑑みて通路部分は無くならないと聞いている。またこの通路部分を市に移管できないか大阪府と市の道路部局で協議していると聞いている。

委員) 従前の古い府営住宅が写真の奥のきれいな住宅に建て替わっているようだが、残りの更地部分についてはどうなるのか。昨今の大阪府は土地を集約して売却する事を進めている。その中で通路を含めて売却することがあるのではないかと懸念している。

事務局) 更地部分について売却の方向で動いているのは事実だが、通路の部分は残ると聞いている。

委員) 要するに更地部分は売却の可能性があるが、戸建ての建ち並びや奥の住宅への通路であるため通路部分は残り、場合によっては将来的に市に移管も含めた話があるということか。

事務局) そうである。

会長) 報告番号 18 番の周辺の地図を再度確認したい。

事務局) こちらの敷地は忠岡町との境界近くの敷地で、堺阪南線より海側に位置しており、忠岡町側から忠岡町道を経由してこの私道に入っていく場所である。

会長) 共同住宅は何戸ぐらいあるか。

事務局) 1階で3戸、2～3階も同じプランで3戸ずつの計9戸のプランである。各フロアー1LDKか2LDKのファミリータイプの計画である。

委員) 賃貸か。

事務局) おそらく賃貸であるが、申請上では確認していない。開発許可の必要な規模ではないが、市の条例協議がかかるので、駐車場の付置義務や駐輪場、ゴミ置き場の整備等は協議で指導し計画している。

会長) 他に意見はないか。意見がなければ、本報告について了承するものとして良いか。

各委員) 了。

審議の結果、建築基準法第43条第2項第二号許可一括同意基準による許可に関する24件の報告は了承された。

●建築基準法第43条第2項第二号許可 議案第1号について

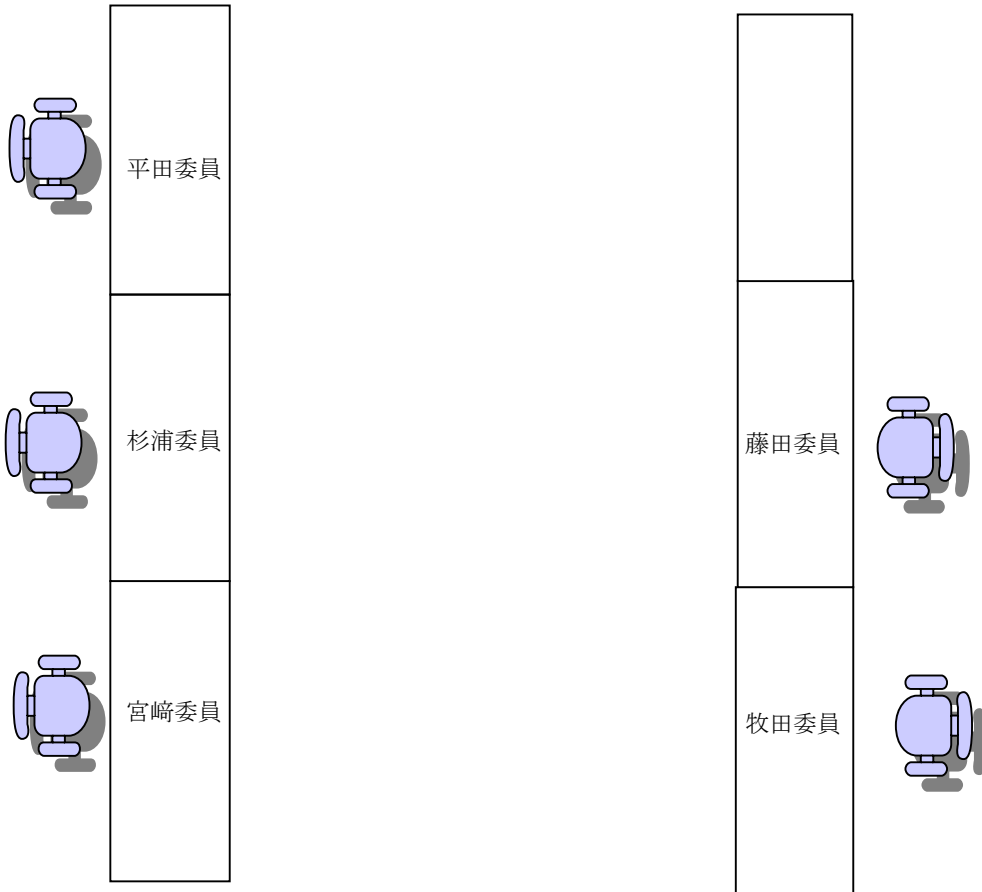
議案第1号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開
図書より削除します。

会 長) 以上で審査会を終了とする。

令和5年度第2回建築審査会 配席

岸和田市立中央公民館 2階 講義室2

スクリーン



建築指導担当 岩崎担当主幹	建設指導課 生嶋課長	まちづくり推進部 岸部長	都市計画課 越智課長
------------------	---------------	-----------------	---------------



建築指導担当 辛坊担当員	建築審査担当 野崎主査	建築審査担当 久禮担当長	総務管財課 藤原担当長
-----------------	----------------	-----------------	----------------



傍聴席

